

## 第1の柱

### 最低所要自己資本比率

「第1の柱」では、最低所要自己資本比率を定めており、自己資本比率を算定するにあたり、分母となるリスクの計測をより精緻化するという点が大きな特徴です。

## 第2の柱

### 金融機関の自己管理と監督上の検証

「第2の柱」では、「第1の柱」の対象となっていないリスクのうち、金融機関の経営に重大な影響を及ぼすと考えられる「銀行勘定の金利リスク」や「与信集中リスク」を含め、金融機関自らがリスクを統合的かつ適切に管理し、リスクに見合う適正な自己資本を維持するという「自己管理型」のリスク管理と自己資本の充実が求められています。また、金融当局の検証・評価を受け、必要に応じて適切な監督上の措置を受けるというものです。

## 第3の柱

### 市場規律

「第3の柱」では、「第1の柱」と「第2の柱」の開示内容の充実を通じて、市場規律の実効性（監視機能）を高めることとされています。

### 自己資本比率

【信用リスク】  
【オペレーショナル・リスク】

### 統合的なリスク管理

【与信集中リスク】  
【銀行勘定の金利リスク】

### 情報開示

【開示内容の充実】  
【市場規律の実効性向上】

## 1. 単体における開示項目

### < 定性開示項目 >

#### (1) 自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本は、地域のお客さまによる普通出資金及び利益剰余金等により構成されています。

#### (2) 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当金庫は、創立以来、地域のお客さまによる普通出資金の積み上げと、利益計上からの内部留保により自己資本を充実させ、経営の健全性・安全性を充分保っていると評価しております。

なお、将来の自己資本の充実策については、年度ごとに掲げる収益計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えております。

#### (3) 信用リスクに関する事項

##### イ. リスク管理の方針及び手続の概要

信用リスクとは、取引先の財務状況の悪化などにより、当金庫の資産の価値が減少ないし消失し、損失を受けるリスクのことをいいます。当金庫は、信用リスクを管理すべき最重要のリスクであると認識した上で、与信業務の基本的な理念や手続を明示した「クレジットポリシー」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しております。

当金庫では信用リスクの評価につきましては、「信用リスク管理規程」「資産査定事務取扱要領」に基づき自己査定を実施しております。

信用リスクの管理状況については、ALM委員会で協議検討を行うとともに、必要に応じて理事会、常務会等の経営陣に対して報告する体制を整備しております。

貸倒引当金は「資産査定管理規程」及び「資産査定事務取扱要領」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に算定するとともに、その結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

##### ロ. リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しています。

株式会社 格付投資情報センター (R&I)  
株式会社 日本格付研究所 (JCR)  
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)  
スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス (S&P)

##### ハ. エクスポージャーの種類と使用する適格格付機関等の関係

エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

## (4) 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

信用リスク削減手法とは、当金庫が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には預金担保、有価証券担保、信用保証協会等の保証が該当します。当金庫は融資の取扱いに際し、資金使途、返済財源、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から判断を行っており、担保、保証についてはあくまでも補完的な位置付けと認識しております。

また、判断の結果、担保又は保証が必要な場合は、お客さまへの十分な説明とご理解をいただいた上でご契約をいただく等、適切な取扱いに努めております。

当金庫が扱う担保には、自金庫預金、有価証券、不動産等、保証には、人的保証、信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証等がありますが、その手続については、当金庫が定める「融資事務取扱要領」により適切な事務取扱い及び適正な評価を行っております。

また、お客さまが期限の利益を失われた場合には、全ての与信取引の範囲において、預金相殺等をする場合がありますが、当金庫の定める「融資事務取扱要領」等により、適切な取扱いに努めております。

なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

## (5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

当金庫では、派生商品取引に対する取扱規程等は定めておらず、現在は取扱いの対象としておりませんが、資金運用の一環として、オプション・スワップなど派生商品取引を内包した債券等を一部保有しております。この債券等は、そのリスクが主に受取利息配当金に限定され元本に及ばないこと、発行体の信用力が高いこと、さらに当金庫の体力(自己資本)に見合った投資限度を定め、価格変動リスクを限定的としていることから、債券等自体のリスク管理以外に特段の管理は行っておりません。

なお、長期決済期間取引については該当はありません。

## (6) 証券化エクスポージャーに関する事項

### イ. リスク管理の方針及び手続の概要

証券化取引の役割として、投資家及びオリジネーターがあります。投資業務については、有価証券投資の一環として捉え、リスク認識については市場動向、裏付資産の状況、時価評価及び適格格付機関が付与する格付情報などを把握するとともに、必要に応じて常務会に諮り、適切なリスク管理に努めております。また、証券化商品への投資は、有価証券にかかる投資方針の中で定める取引に限定するとともに、取引にあたっては、当金庫が定める「余資運用規程」に基づき、投資対象を一定の信用力を有するものとするなど、適正な運用・管理を行っております。

なお、オリジネーター業務については、当金庫は行っておりません。

### ロ. 信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫は標準的手法を採用しております。

### ハ. 証券化取引に関する会計方針

当該取引にかかる会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

### ニ. リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定に使用する適格機関は以下の4社を採用しております。なお、投資の種類ごとに適格機関の使い分けは行っておりません。

株式会社 格付投資情報センター (R&I)

株式会社 日本格付研究所 (JCR)

ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)

スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス (S&P)

### ホ. 信用金庫がオリジネーターである証券化エクスポージャーに関する項目

該当ありません。



和寒町：塩狩峠より

## (7) オペレーショナル・リスクに関する事項

オペレーショナル・リスクとは内部プロセス・人・システムが不適切であること、もしくは機能しないこと。また、外生的事象が生起することから当金庫に生じる損失にかかるリスクのことです。

### イ. リスク管理の方針及び手続の概要

オペレーショナル・リスクは、業務運営上、可能な限り回避すべきリスクであり、当金庫では「リスク管理基本方針」を踏まえ、組織態勢、管理態勢を整備し、自己管理型のリスク管理を行うことを目的とした分析・評価を行い、リスクの顕在化の未然防止及び発生時の影響度の極小化に努めております。オペレーショナル・リスクについて当金庫は事務リスク、システムリスク、その他のリスクに大きく分けております。

事務リスク管理については本部・営業店が一体となり、「事務取扱要領」の整備、その遵守を心掛けることは勿論のこと、日頃の事務指導や本部研修体制、営業店勉強会の強化、牽制機能として事務検証に取り組み、事務レベルの向上に努めております。

システムリスク管理については「システムリスク管理規程」に基づき、管理すべきリスクを明確にして定期的な点検検査、さらにはシステム監査を実施し、安定した業務遂行が出来るよう、多様化かつ複雑化するリスクに対して、管理態勢の強化に努めております。

その他のリスク管理については、苦情相談窓口の設置による適切な処理、個人情報及び情報セキュリティ態勢の整備、さらには取扱商品等に対する説明態勢の整備等、顧客保護の観点から重視した管理態勢に努めております。

また、オペレーショナル・リスクに関しましてリスク管理主管部署、担当部署を設置し、協議、検討を行うとともに、必要に応じて経営陣に報告する態勢を整備しております。

### ロ. オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

令和5年度のオペレーショナル・リスクは、基礎的手法を採用しております。

令和6年度のオペレーショナル・リスクは、標準的手法を採用しております。

事業規模指標 (BI) は、金利要素、役務要素、金融商品要素で構成されております。

ハ. 内部損失乗数 (ILM) は、事業規模指標 (BI) が1,000億円以下かつILMの算出に内部損失データを希望しないものとして「1」を採用しております。

二. 事業規模指標 (BI) の算出に当たって、除外した事業部門はありません。

## (8) 出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託にかかるリスクの認識については、時価評価及び当金庫の「統合的リスク管理規程」における「価格変動リスク」量を計量化することにより把握しております。また当金庫の抱える市場リスクの状況を常務会に報告するとともに定期的にALM委員会に報告し検討しております。

非上場株式、子会社・関連会社、その他ベンチャーファンド又は投資事業組合への出資金に関しては、当金庫が定める「余資運用規程」に基づいた適正な運用・管理を行っております。また、リスクの状況は財務諸表や運用報告をもとにした評価による定期的な査定を実施するとともに、その状況は経営陣に報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、当該取引にかかる会計処理については日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

## (9) 金利リスクに関する事項

### イ. リスク管理の方針及び手続の概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指しますが、当金庫においては、定期的な評価計測を行うとともに、適宜、対応を講じる態勢としております。

主な評価・計測方法としては、一定の金利ショックを想定した場合の貸出金・有価証券をはじめとした銀行勘定における $\Delta$ EVE (金利ショックによる経済価値の減少額) の計測を四半期ごとに実施しているほか、VaR (バリュアットリスク) による金利リスク量の計測を月次で実施し、自己資本比率への影響度を計測、自己資本管理態勢に対する評価を行い、ALM委員会において協議検討するとともに、必要に応じて経営陣への報告を行うなど、資産・負債の最適化及び自己資本の充実度を考慮したリスクコントロールに努めております。

### ロ. 金利リスクの算定方法の概要

- 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期 1.25年
- 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期 2.5年
- 流動性預金への満期の割当て方法 (コア預金モデル等) 及びその前提  
金融庁が定める保守的な前提を採用しております。
- 固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提  
考慮しておりません。
- 複数の通貨の集計方法及びその前提  
正となる通貨のみを単純合算しております。相関は考慮しておりません。
- スプレッドに関する前提  
金利リスクの計測において、割引金利はスワップ金利を使用しております。
- 内部モデルの使用等、 $\Delta$ EVE及び $\Delta$ NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提  
内部モデルの使用はありません。
- 前事業年度末の開示から変動に関する説明  
金利上昇による資産価値の減少から $\Delta$ EVEは減少しています。
- 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明  
VaRによる金利リスク量の計測とあわせて、引き続き適切な管理に努めてまいります。

ハ. 自己資本の充実度の評価、ストレステスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となる $\Delta$ EVE及び $\Delta$ NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する以下の事項

#### ・金利ショックに関する説明

当金庫では、VaRを用いて、金利リスク量を計測しております。VaRの算出にあたっては、過去5年間における想定最大変化幅を金利ショックとしております。

#### ・金利リスク計測の前提及びその意味

VaRによる金利リスク計測の前提は、保有期間6か月、信頼区間99%、観測期間5年としております。

VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での損失の推計値であり、金利ショック幅は過去の市場動向により変動しますが、 $\Delta$ EVE及び $\Delta$ NIIは一定の金利ショック幅による損失額を表します。

## < 定量開示項目 >

### (1) 自己資本の構成に関する開示事項

(単位:百万円)

項目	令和5年度	令和6年度
<b>コア資本に係る基礎項目 (1)</b>		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	21,807	22,768
うち、出資金及び資本剰余金の額	753	751
うち、利益剰余金の額	21,083	22,046
うち、外部流出予定額(△)	30	30
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	233	221
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	233	221
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	22,040	22,989
<b>コア資本に係る調整項目 (2)</b>		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	36	28
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	36	28
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	279	266
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	315	294
<b>自己資本</b>		
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	21,724	22,694
<b>リスク・アセット等 (3)</b>		
信用リスク・アセットの額の合計額	124,918	131,295
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額		
マーケット・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額		—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	7,041	6,224
信用リスク・アセット調整額	—	—
フロア調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	131,959	137,519
<b>自己資本比率</b>		
自己資本比率((ハ)/(ニ))	16.46%	16.50%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。  
 なお、当金庫は国内基準により、自己資本比率を算出しております。

# 自己資本の充実の状況等について

## (2) 自己資本の充実度に関する事項【単体】

(単位:百万円)

	令和5年度		令和6年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセットの合計額	124,918	4,996	131,295	5,251
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	122,784	4,911	113,407	4,536
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機関向け	3	0	2	0
我が国の政府関係機関向け	3,009	120	3,215	128
地方三公社向け	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	17,009	680	19,893	795
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	19,633	785
カバード・ボンド向け	—	—	—	—
法人等向け	42,715	1,708	19,840	793
中小企業等向け及び個人向け	21,640	865	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	—	4,316	172
トランザクター向け	—	—	138	5
抵当権付住宅ローン	3,546	141	—	—
不動産取得等事業向け	630	25	—	—
不動産関連向け	—	—	37,698	1,507
自己居住用不動産等向け	—	—	9,622	384
賃貸用不動産向け	—	—	25,887	1,035
事業用不動産関連向け	—	—	1,334	53
その他不動産関連向け	—	—	853	34
ADC向け	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	7,751	310
三月以上延滞等	91	3	—	—
延滞等向け	—	—	2,817	112
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	109	4
取立未済手形	10	0	8	0
信用保証協会等による保証付	795	31	804	32
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	7,702	308	—	—
出資等のエクスポージャー	7,702	308	—	—
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
株式等	—	—	139	5
上記以外	25,629	1,025	16,808	672
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	11,294	451	12,049	481
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	1,638	65	1,638	65
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	1,513	60	434	17
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外のエクスポージャー	11,181	447	2,685	107
②証券化エクスポージャー	91	3	—	—
証券化	—	—	—	—
STC要件適用分	—	—	—	—
非STC要件適用分	91	3	—	—
短期STC要件適用分	—	—	—	—
不良債権証券化適用分	—	—	—	—
STC・不良債権証券化適用対象外分	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	1,626	65	17,521	700
リスク・スルー方式	1,626	65	17,521	700
マナド方式	—	—	—	—
蓋然性方式(250%)	—	—	—	—
蓋然性方式(400%)	—	—	—	—
フォールバック方式(1,250%)	—	—	—	—
④未決済取引	—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額(簡便法)	416	16	366	14
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	7,041	281	6,224	248
BI	—	—	4,149	—
BIC	—	—	497	—
ハ. 単体リスク・アセットの合計額及び単体総所要自己資本額(イ+ロ)	131,959	5,278	137,519	5,500

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット等×4%  
 2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引)によるものを除き並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。  
 3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」「国際決済銀行等向け」を除くにおいてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。  
 4. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。  
 ①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること  
 ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと  
 ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること  
 5. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。(令和5年度計数)  
 6. 当金庫では、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。  
 7. 当金庫は、標準的計測手法かつILMを「1」によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。(令和6年度計数)  
 8. 単体総所要自己資本額=単体リスク・アセットの合計額(単体自己資本比率の分母の額)×4%

# 自己資本の充実の状況等について

## (3) 信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

### イ.信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

#### 地域別、業種別及び残存期間別【単体】

(単位:百万円)

令和5年度							令和6年度										
地域区分	エクスポージャー区分	期末残高	信用リスク エクスポージャー	貸出金(コメント) デット及びその他の デリバティブ以外の オフ・バランス取引	債 券	取 引	デリバティブ	三月以上延滞 エクスポージャー	地域区分	エクスポージャー区分	期末残高	信用リスク エクスポージャー	貸出金(コメント) デット及びその他の デリバティブ以外の オフ・バランス取引	債 券	取 引	デリバティブ	延滞 エクスポージャー
国	内	301,562	119,674	86,947	—	—	—	106	国	内	299,017	131,486	89,930	—	—	—	3,548
国	外	26,728	—	26,728	—	—	—	—	国	外	27,240	—	27,240	—	—	—	—
地域別合計		328,290	119,674	113,676	—	—	—	106	地域別合計		326,257	131,486	117,170	—	—	—	3,548
製造業		7,299	1,905	5,393	—	—	—	—	製造業		5,739	1,983	3,755	—	—	—	249
農業、林業		693	693	—	—	—	—	—	農業、林業		729	729	—	—	—	—	2
漁業		—	—	—	—	—	—	—	漁業		—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業		117	117	—	—	—	—	—	鉱業、採石業、砂利採取業		102	102	—	—	—	—	—
建設業		7,066	6,267	798	—	—	—	8	建設業		6,780	6,580	200	—	—	—	273
電気・ガス・熱供給・水道業		3,205	—	3,205	—	—	—	—	電気・ガス・熱供給・水道業		3,397	—	3,397	—	—	—	—
情報通信業		402	127	200	—	—	—	—	情報通信業		537	118	200	—	—	—	7
運輸業、郵便業		4,568	889	3,678	—	—	—	—	運輸業、郵便業		6,850	879	5,970	—	—	—	219
卸売業、小売業		6,723	6,275	447	—	—	—	—	卸売業、小売業		7,425	7,125	300	—	—	—	407
金融業、保険業		116,913	2,776	61,757	—	—	—	—	金融業、保険業		118,180	3,317	64,736	—	—	—	—
不動産業		49,059	47,558	1,501	—	—	—	42	不動産業		52,741	51,240	1,501	—	—	—	131
物品賃貸業		444	444	—	—	—	—	—	物品賃貸業		419	419	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業		517	517	—	—	—	—	—	学術研究、専門・技術サービス業		524	524	—	—	—	—	2
宿泊業		1,700	1,700	—	—	—	—	—	宿泊業		1,701	1,701	—	—	—	—	1,370
飲食業		1,146	1,146	—	—	—	—	—	飲食業		1,128	1,128	—	—	—	—	117
生活関連サービス業、娯楽業		539	539	—	—	—	—	—	生活関連サービス業、娯楽業		584	584	—	—	—	—	8
教育、学習支援業		53	53	—	—	—	—	—	教育、学習支援業		62	62	—	—	—	—	—
医療、福祉		5,535	5,535	—	—	—	—	—	医療、福祉		5,392	5,392	—	—	—	—	311
その他のサービス		2,786	2,786	—	—	—	—	—	その他のサービス		3,044	3,044	—	—	—	—	216
国・地方公共団体等		81,477	18,240	36,692	—	—	—	—	国・地方公共団体等		78,648	20,659	37,108	—	—	—	—
個人		22,098	22,098	—	—	—	—	55	個人		25,891	25,891	—	—	—	—	228
その他		15,941	—	—	—	—	—	—	その他		6,375	—	—	—	—	—	—
業種別合計		328,290	119,674	113,676	—	—	—	106	業種別合計		326,257	131,486	117,170	—	—	—	3,548
1年以下		41,779	12,831	2,701	—	—	—	—	1年以下		42,981	15,961	3,012	—	—	—	—
1年超3年以下		22,042	5,732	4,264	—	—	—	—	1年超3年以下		19,513	7,237	5,226	—	—	—	—
3年超5年以下		19,903	8,261	9,599	—	—	—	—	3年超5年以下		23,524	7,788	8,735	—	—	—	—
5年超7年以下		10,705	8,029	2,676	—	—	—	—	5年超7年以下		11,699	7,756	3,774	—	—	—	—
7年超10年以下		25,496	12,113	10,375	—	—	—	—	7年超10年以下		28,493	13,366	12,127	—	—	—	—
10年超		159,308	72,348	80,443	—	—	—	—	10年超		162,822	75,946	80,375	—	—	—	—
期間の定めのないもの		49,055	358	3,615	—	—	—	—	期間の定めのないもの		37,224	3,429	3,917	—	—	—	—
残存期間別合計		328,290	119,674	113,676	—	—	—	—	残存期間別合計		326,257	131,486	117,170	—	—	—	—

(注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。

2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。

3. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。

①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること

②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと

③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること

4. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが、困難なエクスポージャーです。

具体的には現金、その他の資産、有形固定資産・無形固定資産、繰延税金資産等が含まれております。

5. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

6. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

#### ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
一般貸倒引当金	令和5年度	224	233	224	233
	令和6年度	233	221	233	221
個別貸倒引当金	令和5年度	424	381	424	381
	令和6年度	381	416	381	416
合 計	令和5年度	649	614	649	614
	令和6年度	614	637	614	637

# 自己資本の充実の状況等について

## 八. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位:百万円)

	令和5年度					貸出金償却	令和6年度					貸出金償却
	個別貸倒引当金				貸出金償却		個別貸倒引当金					
	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高			期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高		
製造業	79	91	79	91	—	製造業	91	91	91	91	—	
農業、林業	1	0	1	0	—	農業、林業	0	—	0	—	—	
漁業	—	—	—	—	—	漁業	—	—	—	—	—	
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	
建設業	142	123	142	123	—	建設業	123	119	123	119	—	
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	
情報通信業	8	3	8	3	—	情報通信業	3	—	3	—	—	
運輸業、郵便業	9	7	9	7	—	運輸業、郵便業	7	8	7	8	—	
卸売業、小売業	65	67	65	67	—	卸売業、小売業	67	63	67	63	—	
金融業、保険業	—	—	—	—	—	金融業、保険業	—	—	—	—	—	
不動産業	42	7	42	7	—	不動産業	7	6	7	6	—	
物品賃貸業	3	—	3	—	—	物品賃貸業	—	—	—	—	—	
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—	—	学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—	—	
宿泊業	0	—	0	—	—	宿泊業	—	—	—	—	—	
飲食業	11	12	11	12	—	飲食業	12	5	12	5	—	
生活関連サービス業、娯楽業	0	0	0	0	—	生活関連サービス業、娯楽業	0	—	0	—	—	
教育、学習支援業	12	12	12	12	—	教育、学習支援業	12	—	12	—	—	
医療、福祉	—	10	—	10	—	医療、福祉	10	71	10	71	—	
その他のサービス	15	18	15	18	—	その他のサービス	18	26	18	26	—	
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	
個人	31	25	31	25	—	個人	25	23	25	23	—	
合計	424	381	424	381	—	合計	381	416	381	416	—	

(注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。  
2. 業種区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

## 二. 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

(単位:百万円)

	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値 (%)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
	令和6年度					
現金	3,336	—	3,336	—	—	0
我が国の中央政府及び中央銀行向け	29,568	2,143	29,568	—	—	0
外国の中央政府及び中央銀行向け	464	—	464	—	—	0
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	48,878	7,379	48,878	736	—	0
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	1,128	—	1,128	—	—	0
地方公共団体金融機構向け	171	—	26	—	2	10
我が国の政府関係機関向け	32,338	—	32,157	—	3,215	10
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	81,637	—	81,637	—	19,893	24
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	80,336	—	80,336	—	19,633	24
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	24,753	2,263	23,481	500	19,840	83
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	8,940	36,157	7,855	561	4,316	51
トランザクター向け	—	30,991	—	404	138	34
不動産関連向け	62,180	—	61,699	—	37,698	61
自己居住用不動産等向け	18,762	—	18,604	—	9,622	52
賃貸用不動産向け	40,618	—	40,381	—	25,887	64
事業用不動産関連向け	1,314	—	1,290	—	1,334	103
その他不動産関連向け	1,485	—	1,422	—	853	60
ADC向け	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	7,751	—	7,751	—	7,751	100
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	1,591	529	1,553	467	2,817	139
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	144	—	143	—	109	76
取立未済手形	40	—	40	—	8	20
信用保証協会等による保証付	8,057	0	8,057	0	804	10
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
株式等	139	—	139	—	139	100
合計					96,599	

(注) 1. 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載していません。

2. 「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目(%)のことです。

3. 「リスク・ウェイトの加重平均値(%)」とは、信用リスク・アセットの額をCCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

# 自己資本の充実の状況等について

## ホ. 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

(単位:百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)																
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.50%	
	令和6年度																
現金	3,336	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	29,568	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	464	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	49,614	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	1,128	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	26	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	32,157	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	64,148	-	16,104	-	-	-	-	80	-	-	-	-	-	-
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	62,847	-	16,104	-	-	-	-	80	-	-	-	-	-	-
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	-	-	-	801	-	-	-	-	-	-	-	-	1,101	-	-	-	-
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	404	-	-	-	-	-
トランザクター向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	404	-	-	-	-	-
不動産関連向け	-	-	-	558	503	4,252	-	1,710	-	1,054	-	9,500	2,208	-	14,285	-	-
自己居住用不動産等向け	-	-	-	558	503	1,431	-	-	-	1,054	-	-	2,208	-	-	-	-
賃貸用不動産向け	-	-	-	-	-	2,820	-	1,710	-	-	-	9,500	-	-	12,862	-	-
事業用不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,422	-	-
ADC向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	24	-	-	-	-
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
取立未済手形	-	-	-	40	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
信用保証協会等による保証付	11	8,046	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	84,124	40,230	-	65,548	503,852	20,356	-	1,710	-	1,135	-	9,905	3,334	-	14,285	-	-

(注)最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載していません。

# 自己資本の充実の状況等について

(単位:百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)																
	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.50%	130%	150%	250%	400%	その他	合計	
	令和6年度																
現金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,336
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	29,568
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	464
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	49,614
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,128
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	26
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	32,157
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,303	-	-	-	-	81,637
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,303	-	-	-	-	80,336
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	-	100	-	19,145	-	-	2,833	-	-	-	-	-	-	-	-	-	23,981
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	6,382	-	-	-	-	1,629	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8,417
トランザクター向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	404
不動産関連向け	12,975	5,721	-	-	152	-	-	7,782	983	-	-	9	-	-	-	-	61,699
自己居住用不動産等向け	12,831	16	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	18,604
賃貸用不動産向け	-	5,704	-	-	-	-	-	7,782	-	-	-	-	-	-	-	-	40,381
事業用不動産関連向け	144	-	-	-	152	-	-	-	983	-	-	9	-	-	-	-	1,290
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,422
ADC向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7,751	-	-	-	-	7,751
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	-	-	-	-	-	-	298	-	-	-	-	1,697	-	-	-	-	2,021
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-	143	-	-	-	-	-	-	-	-	-	143
取立未済手形	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	40
信用保証協会等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8,057
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	-	4,324	-	-	-	-	5,132	-	-	-	9,456
合計	12,975	12,204	-	19,145	152	-	9,229	7,782	983	-	-	10,763	5,132	-	-	-	319,504

(注)最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載しておりません。

## ヘ. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャーの額	
	令和5年度	
	格付け適用有り	格付け適用無し
0%	—	87,937
10%	—	38,080
20%	8,701	81,452
35%	—	9,680
50%	7,421	10
70%	—	—
75%	—	28,702
100%	3,156	57,706
150%	—	317
250%	—	5,123
1250%	—	—
合 計	328,290	

- (注) 1. 格付けは適格格付機関が付与しているものに限ります。  
 2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。  
 3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスク及び中央清算機関エクスポージャーは含まれておりません。

(単位:百万円、%)

告示で定める リスク・ウェイト区分 (%)	令和6年度		CCFの加重平均値(%)	資産の額及び与信相当額の 合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)
	CCF・信用リスク削減効果適用前			
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	213,511	7,364	10	213,778
40%～70%	41,465	30,991	10	41,635
75%	13,149	5,072	11	12,204
80%	—	—	—	—
85%	20,126	1,580	17	19,145
90%～100%	9,196	781	31	9,382
105%～130%	8,829	0	0	8,766
150%	9,028	524	89	9,459
250%	5,132	0	0	5,132
400%	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合 計	320,441	46,314	12	319,504

- (注) 1. 最終化されたパーゼルIIIの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載しておりません。  
 2. 「CCFの加重平均値(%)」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掲げる額で除して算出した値のことです。

## (4) 信用リスク削減手法に関する事項

(単位:百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
		令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
信用リスク削減手法が適用された エクスポージャー		674	3,648	15,070	15,794	—	—

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

## (5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当ありません。

## (6) 証券化エクスポージャーに関する事項

### イ. オリジネーターの場合

該当ありません。

### ロ. 投資家の場合 (信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)

#### ① 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

##### a. 証券化エクスポージャー

(単位:百万円)

	令和5年度		令和6年度	
	オンバランス	オフバランス	オンバランス	オフバランス
証券化エクスポージャーの額	7	—	—	—
(i) リース	—	—	—	—
(ii) 住宅ローン	—	—	—	—
(iii) その他	7	—	—	—

##### b. 再証券化エクスポージャー

該当ありません。

#### ② 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

##### a. 証券化エクスポージャー

(単位:百万円)

リスクウェイト区分 (%)	エクスポージャー残高				所要自己資本の額			
	令和5年度		令和6年度		令和5年度		令和6年度	
	オンバランス	オフバランス	オンバランス	オフバランス	オンバランス	オフバランス	オンバランス	オフバランス
0% ~ 15%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
15% ~ 50%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
50% ~ 100%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
100% ~ 250%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
250% ~ 400%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
400% ~ 1,250%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
1,250%	7	—	—	—	3	—	—	—
(i) リース	—	—	—	—	—	—	—	—
(ii) 住宅ローン	—	—	—	—	—	—	—	—
(iii) その他	7	—	—	—	3	—	—	—
合計	7	—	—	—	3	—	—	—

(注) 1. 所要自己資本の額 = エクスポージャー残高 × リスク・ウェイト × 4%

ただし、「リスク・ウェイト区分」「エクスポージャー残高」「所要自己資本の額」は、いずれも信用リスク削減効果等を勘案後の内容であるため、上記の計算式と一致しない場合があります。

2. 「1,250%」欄の(i)~(iii)は、当該額に係る主な原資産の種類別の内訳です。

##### b. 再証券化エクスポージャー

該当ありません。

#### ③ 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無

信用リスク削減手法の適用の有無	なし
-----------------	----

# 自己資本の充実の状況等について

## (7) 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

### イ. 貸借対照表計上額及び時価等【単体】

(単位:百万円)

区 分	令和5年度		令和6年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上 場 株 式 等	264	264	287	287
非上場株式等	10,699	10,699	1,649	1,649
合 計	10,964	10,964	1,937	1,937

### 貸借対照表計上額及び時価等【連結】

(単位:百万円)

区 分	令和5年度		令和6年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上 場 株 式 等	264	264	287	287
非上場株式等	10,689	10,689	1,639	1,639
合 計	10,954	10,954	1,927	1,927

### ロ. 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	令和5年度	令和6年度
売 却 益	0	0
売 却 損	0	1
償 却	—	—

(注) 損益計算書における損益の額を記載しております。

### ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	令和5年度	令和6年度
評 価 損 益	1,622	159

### ニ. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ありません。

## (8) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位:百万円)

	令和5年度	令和6年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	4,304	11,214
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1,250%)を適用するエクスポージャー	—	—

## (9) 金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

IRRBB1: 金利リスク		イ		ロ		ハ		ニ	
項番		△EVE		△NII					
		当期末	前期末	当期末	前期末				
1	上方パラレルシフト	8,761	9,556	814	792				
2	下方パラレルシフト	0	0	0	0				
3	スティープ化	8,692	9,188						
4	フラット化								
5	短期金利上昇								
6	短期金利低下								
7	最大値	8,761	9,556	814	792				
		ホ		ハ					
8	自己資本の額	当期末 22,694		前期末 21,724					

(注) 1. 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

2. 「金利リスクに関する事項」については、平成31年金融庁告示第3号(平成31年2月18日)による改正を受け、令和2年3月末から△NIIを開示することとなりました。

## 2. 連結における開示項目

### < 定性開示項目 >

#### (1) 連結の範囲に関する事項

- イ. 連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団(以下「連結グループ」という)に属する会社と連結財務諸表の用語、様式および作成方法に関する規則に基づき連結の範囲に含まれる会社との相違点

当金庫の連結自己資本比率算出上の対象会社は「名信ビジネスサービス株式会社」です。  
 「名信ビジネスサービス株式会社」は、当信用金庫グループの財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいと認められるため、連結財務諸表は作成していません。  
 なお、資産基準、経常収益基準、利益基準、利益剰余金基準による割合は下記の通りです。  
 下記算式において、当金庫と子会社間の債権債務および相互の取引による収益・費用を相殺しております。

#### ① 資産基準

$$\frac{\text{子会社の総資産額の合計額}}{\text{当金庫の総資産額}} = \frac{1\text{百万円}}{327,345\text{百万円}} \times 100 = 0.00\%$$

#### ② 経常収益基準

$$\frac{\text{子会社の経常収益の合計額}}{\text{当金庫の経常収益}} = \frac{0\text{百万円}}{4,510\text{百万円}} \times 100 = 0.01\%$$

#### ③ 利益基準

$$\frac{\text{子会社の当期純損益の額のうち、持分の合計額}}{\text{当金庫の当期純利益}} = \frac{\blacktriangle 0\text{百万円}}{993\text{百万円}} \times 100 = 0.00\%$$

#### ④ 剰余金基準

$$\frac{\text{子会社の剰余金のうち、持分の合計額}}{\text{当金庫の利益剰余金}} = \frac{27\text{百万円}}{22,046\text{百万円}} \times 100 = 0.12\%$$

- ロ. 連結グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容

連結子会社の数 1社  
 主要な連結子会社の名称 名信ビジネスサービス株式会社  
 主要な業務内容 北星信用金庫の事務処理の受託

- ハ. 金融業務を営む関連法人等の数並びに主要な金融業務を営む関連法人等の名称及び主要な業務の内容  
 該当ありません。

- ニ. 控除項目の対象となる会社の数並びに主要な会社の名称及び主要な業務の内容  
 該当ありません。

- ホ. 連結グループに属していない会社の数並びに主要な会社の名称及び主要な業務の内容  
 該当ありません。

- ヘ. 連結グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要  
 該当ありません。

連結子会社は親会社である北星信用金庫に従属する業務を営んでおり、以下の開示項目は当金庫と同じ内容であるため、「単体における開示項目」をご参照ください。

#### (2) 自己資本調達手段の概要

#### (3) 連結グループの自己資本の充実度に関する評価方法の概要

#### (4) 信用リスクに関する事項

#### (5) 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

#### (6) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

#### (7) 証券化エクスポージャーに関する事項

#### (8) オペレーショナル・リスクに関する事項

#### (9) 出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

#### (10) 金利リスクに関する事項

### < 定量開示項目 >

- (1) 自己資本比率告示第5条第7項第1号に規定するその他金融機関等であって信用金庫の子法人等であるもののうち、自己資本比率規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額  
 該当ありません。

# 自己資本の充実の状況等について

## (2) 自己資本の構成に関する事項

(単位:百万円)

項目	令和5年度	令和6年度
<b>コア資本に係る基礎項目 (1)</b>		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	21,834	22,795
うち、出資金及び資本剰余金の額	753	751
うち、利益剰余金の額	21,111	22,073
うち、外部流出予定額(△)	30	30
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等	—	—
うち、為替換算調整勘定	—	—
うち、退職給付に係るものの額	—	—
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	233	221
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	233	221
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	22,068	23,016
<b>コア資本に係る調整項目 (2)</b>		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	36	28
うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	36	28
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
退職給付に係る資産の額	279	266
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	315	294
<b>自己資本</b>		
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	21,752	22,722
<b>リスク・アセット等 (3)</b>		
信用リスク・アセットの額の合計額	124,918	131,286
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
マーケット・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	7,041	6,224
信用リスク・アセット調整額	—	—
フロア調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額(ニ)	131,960	137,510
<b>連結自己資本比率</b>		
連結自己資本比率((ハ)/(ニ))	16.48%	16.52%

(注)自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。  
 なお、当金庫は国内基準により、自己資本比率を算出しております。

# 自己資本の充実の状況等について

## (3) 自己資本の充実度に関する事項【連結】

(単位:百万円)

	令和5年度		令和6年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセットの額の合計額	124,918	4,996	131,286	5,251
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	122,784	4,911	113,398	4,535
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	3	0	2	0
我が国の政府関係機関向け	3,009	120	3,215	128
地方三公社向け	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	17,009	680	19,893	795
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	19,633	785
カバード・ボンド向け	—	—	—	—
法人等向け	42,715	1,708	19,840	793
中小企業等向け及び個人向け	21,640	865	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	—	4,316	172
トランザクター向け	—	—	138	5
抵当権付住宅ローン	3,546	141	—	—
不動産取得等事業向け	630	25	—	—
不動産関連向け	—	—	37,698	1,507
自己居住用不動産等向け	—	—	9,622	384
賃貸用不動産向け	—	—	25,887	1,035
事業用不動産関連向け	—	—	1,334	53
その他不動産関連向け	—	—	853	34
ADC向け	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	7,751	310
三月以上延滞等	91	3	—	—
延滞等向け	—	—	2,817	112
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	109	4
取立未済手形	10	0	8	0
信用保証協会等による保証付	795	31	804	32
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	7,692	307	—	—
出資等のエクスポージャー	7,692	307	—	—
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
株式等	—	—	129	5
上記以外	25,639	1,025	16,809	672
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	11,294	451	12,049	481
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	1,638	65	1,638	65
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	1,513	60	434	17
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外のエクスポージャー	11,191	447	2,686	107
②証券化エクスポージャー	91	3	—	—
証券化	—	—	—	—
STC要件適用分	—	—	—	—
非STC要件適用分	91	3	—	—
短期STC要件適用分	—	—	—	—
不良債権証券化適用分	—	—	—	—
STC・不良債権証券化適用対象外分	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	1,626	65	17,521	700
リスク・スルー方式	1,626	65	17,521	700
マナド方式	—	—	—	—
蓋然性方式(250%)	—	—	—	—
蓋然性方式(400%)	—	—	—	—
フォールバック方式(1,250%)	—	—	—	—
④未決済取引	—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額(簡便法)	416	16	366	14
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	7,041	281	6,224	248
BI	—	—	4,149	—
BIC	—	—	497	—
ハ. 単体リスク・アセットの合計額及び単体総所要自己資本額(イ+ロ)	131,960	5,278	137,510	5,500

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット等×4%  
 2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引)によるものを除き並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。  
 3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」「国際決済銀行等向け」を除くにおいてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。  
 4. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。  
 ①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること  
 ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと  
 ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること  
 5. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。(令和5年度計数)  
 6. 当金庫では、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。  
 7. 当金庫は、標準的計測手法かつILMを「1」によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。(令和6年度計数)  
 8. 連結総所要自己資本額=連結リスク・アセットの合計額(連結自己資本比率の分母の額)×4%

## (4) 信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

### イ.信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

#### 地域別、業種別及び残存期間別【連結】

(単位:百万円)

令和5年度							令和6年度								
地域区分	エクスポージャー区分	期末残高	信用リスク エクスポージャー	貸出金(コミットメント及びその他のデリバティブ取引以外のオフ・バランス取引)	債券	取引 デリバティブ	三月以上延滞 エクスポージャー	地域区分	エクスポージャー区分	期末残高	信用リスク エクスポージャー	貸出金(コミットメント及びその他のデリバティブ取引以外のオフ・バランス取引)	債券	取引 デリバティブ	延滞 エクスポージャー
国	内	301,562	119,674	86,947	—	—	106	国	内	299,009	131,486	89,930	—	—	3,548
国	外	26,728	—	26,728	—	—	—	国	外	27,240	—	27,240	—	—	—
地域別合計		328,291	119,674	113,676	—	—	106	地域別合計		326,249	131,486	117,170	—	—	3,548
製造業		7,299	1,905	5,393	—	—	—	製造業		5,739	1,983	3,755	—	—	249
農業、林業		693	693	—	—	—	—	農業、林業		729	729	—	—	—	2
漁業		—	—	—	—	—	—	漁業		—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業		117	117	—	—	—	—	鉱業、採石業、砂利採取業		102	102	—	—	—	—
建設業		7,066	6,267	798	—	—	8	建設業		6,780	6,580	200	—	—	273
電気・ガス・熱供給・水道業		3,205	—	3,205	—	—	—	電気・ガス・熱供給・水道業		3,397	—	3,397	—	—	—
情報通信業		402	127	200	—	—	—	情報通信業		537	118	200	—	—	7
運輸業、郵便業		4,568	889	3,678	—	—	—	運輸業、郵便業		6,850	879	5,970	—	—	219
卸売業、小売業		6,723	6,275	447	—	—	—	卸売業、小売業		7,425	7,125	300	—	—	407
金融業、保険業		116,913	2,776	61,757	—	—	—	金融業、保険業		118,180	3,317	64,736	—	—	—
不動産業		49,059	47,558	1,501	—	—	42	不動産業		52,741	51,240	1,501	—	—	131
物品賃貸業		444	444	—	—	—	—	物品賃貸業		419	419	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業		517	517	—	—	—	—	学術研究、専門・技術サービス業		524	524	—	—	—	2
宿泊業		1,700	1,700	—	—	—	—	宿泊業		1,701	1,701	—	—	—	1,370
飲食業		1,146	1,146	—	—	—	—	飲食業		1,128	1,128	—	—	—	117
生活関連サービス業、娯楽業		539	539	—	—	—	—	生活関連サービス業、娯楽業		584	584	—	—	—	8
教育、学習支援業		53	53	—	—	—	—	教育、学習支援業		62	62	—	—	—	—
医療、福祉		5,535	5,535	—	—	—	—	医療、福祉		5,392	5,392	—	—	—	311
その他のサービス		2,786	2,786	—	—	—	—	その他のサービス		3,044	3,044	—	—	—	216
国・地方公共団体等		81,477	18,240	36,692	—	—	—	国・地方公共団体等		78,648	20,659	37,108	—	—	—
個人		22,098	22,098	—	—	—	55	個人		25,891	25,891	—	—	—	228
その他		15,941	—	—	—	—	—	その他		6,367	—	—	—	—	—
業種別合計		328,291	119,674	113,676	—	—	106	業種別合計		326,249	131,486	117,170	—	—	3,548
1年以下		41,779	12,831	2,701	—	—	—	1年以下		42,981	15,961	3,012	—	—	—
1年超3年以下		22,042	5,732	4,264	—	—	—	1年超3年以下		19,513	7,237	5,226	—	—	—
3年超5年以下		19,903	8,261	9,599	—	—	—	3年超5年以下		23,524	7,788	8,735	—	—	—
5年超7年以下		10,705	8,029	2,676	—	—	—	5年超7年以下		11,699	7,756	3,774	—	—	—
7年超10年以下		25,496	12,113	10,375	—	—	—	7年超10年以下		28,493	13,366	12,127	—	—	—
10年超		159,308	72,348	80,443	—	—	—	10年超		162,822	75,946	80,375	—	—	—
期間の定めのないもの		49,055	358	3,615	—	—	—	期間の定めのないもの		37,215	3,429	3,917	—	—	—
残存期間別合計		328,291	119,674	113,676	—	—	—	残存期間別合計		326,249	131,486	117,170	—	—	—

(注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。

2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。

3. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。

①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること

②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと

③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること

4. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが、困難なエクスポージャーです。具体的には現金、その他の資産、有形固定資産・無形固定資産、繰延税金資産等が含まれております。

5. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

6. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

# 自己資本の充実の状況等について

## ロ. 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

(単位:百万円)

	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイト の加重平均値 (%)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	信用リスク・ アセットの額	
<b>令和6年度</b>						
現金	3,336	—	3,336	—	—	0
我が国の中央政府及び中央銀行向け	29,568	2,143	29,568	—	—	0
外国の中央政府及び中央銀行向け	464	—	464	—	—	0
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	48,878	7,379	48,878	736	—	0
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	1,128	—	1,128	—	—	0
地方公共団体金融機構向け	171	—	26	—	2	10
我が国の政府関係機関向け	32,338	—	32,157	—	3,215	10
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	81,637	—	81,637	—	19,893	24
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	80,336	—	80,336	—	19,633	24
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	24,753	2,263	23,481	500	19,840	83
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	8,940	36,157	7,855	561	4,316	51
トランザクター向け	—	30,991	—	404	138	34
不動産関連向け	62,180	—	61,699	—	37,698	61
自己居住用不動産等向け	18,762	—	18,604	—	9,622	52
賃貸用不動産向け	40,618	—	40,381	—	25,887	64
事業用不動産関連向け	1,314	—	1,290	—	1,334	103
その他不動産関連向け	1,485	—	1,422	—	853	60
ADC向け	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	7,751	—	7,751	—	7,751	100
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	1,591	529	1,553	467	2,817	139
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	144	—	143	—	109	76
取立未済手形	40	—	40	—	8	20
信用保証協会等による保証付	8,057	0	8,057	0	804	10
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
株式等	129	—	129	—	129	100
合計					96,589	

(注) 1. 最終化されたバーゼルIIIの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載しておりません。

2. 「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目(%)のことです。

3. 「リスク・ウェイトの加重平均値(%)」とは、信用リスク・アセットの額をCCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

# 自己資本の充実の状況等について

## 八. 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

(単位:百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.50%
	令和6年度															
現金	3,336	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	29,568	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	464	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	49,614	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	1,128	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	26	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	32,157	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	64,148	-	16,104	-	-	-	-	80	-	-	-	-	-
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	62,847	-	16,104	-	-	-	-	80	-	-	-	-	-
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	-	-	-	801	-	-	-	-	-	-	-	-	1,101	-	-	-
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	404	-	-	-	-
トランザクター向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	404	-	-	-	-
不動産関連向け	-	-	-	558	503	4,252	-	1,710	-	1,054	-	9,500	2,208	-	14,285	-
自己居住用不動産等向け	-	-	-	558	503	1,431	-	-	-	1,054	-	-	2,208	-	-	-
賃貸用不動産向け	-	-	-	-	-	2,820	-	1,710	-	-	-	9,500	-	-	12,862	-
事業用不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,422	-
ADC向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	24	-	-	-
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
取立未済手形	-	-	-	40	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
信用保証協会等による保証付	11	8,046	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	84,124	40,230	-	65,548	503,852	20,356	-	1,710	-	1,135	-	9,905	3,334	-	14,285	-

(注)最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載していません。

# 自己資本の充実の状況等について

(単位:百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.50%	130%	150%	250%	400%	その他	合計
	令和6年度															
現金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,336
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	29,568
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	464
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	49,614
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,128
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	26
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	32,157
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,303	-	-	-	81,637
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,303	-	-	-	80,336
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	-	100	-	19,145	-	-	2,833	-	-	-	-	-	-	-	-	23,981
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	6,382	-	-	-	-	1,629	-	-	-	-	-	-	-	-	8,417
トランザクター向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	404
不動産関連向け	12,975	5,721	-	-	152	-	-	7,782	983	-	-	9	-	-	-	61,699
自己居住用不動産等向け	12,831	16	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	18,604
賃貸用不動産向け	-	5,704	-	-	-	-	-	7,782	-	-	-	-	-	-	-	40,381
事業用不動産関連向け	144	-	-	-	152	-	-	-	983	-	-	9	-	-	-	1,290
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,422
ADC向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7,751	-	-	-	7,751
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	-	-	-	-	-	-	298	-	-	-	-	1,697	-	-	-	2,021
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-	143	-	-	-	-	-	-	-	-	143
取立未済手形	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	40
信用保証協会等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8,057
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	4,325	-	-	-	-	-	5,122	-	-	9,448
合計	12,975	12,204	-	19,145	152	-	9,231	7,782	983	-	-	10,763	5,122	-	-	319,496

(注)最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載していません。

## ニ. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャーの額	
	令和5年度	
	格付け適用有り	格付け適用無し
0%	—	87,937
10%	—	38,080
20%	8,701	81,452
35%	—	9,680
50%	7,421	10
70%	—	—
75%	—	28,702
100%	3,156	57,706
150%	—	317
250%	—	5,123
1250%	—	—
合 計	328,291	

- (注) 1. 格付けは適格格付機関が付与しているものに限ります。  
 2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。  
 3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスク及び中央清算機関エクスポージャーは含まれておりません。

(単位:百万円、%)

令和6年度				
告示で定める リスク・ウェイト区分 (%)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重平均値(%)	資産の額及び与信相当額の 合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	213,511	7,364	10	213,778
40%～70%	41,465	30,991	10	41,635
75%	13,149	5,072	11	12,204
80%	—	—	—	—
85%	20,126	1,580	17	19,145
90%～100%	9,198	781	31	9,383
105%～130%	8,829	0	0	8,766
150%	9,028	524	89	9,459
250%	5,122	0	0	5,122
400%	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合 計	320,432	46,314	12	319,496

- (注) 1. 最終化されたバーゼルIIIの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載しておりません。  
 2. 「CCFの加重平均値(%)」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掲げる額で除して算出した値のことです。

子会社の名信ビジネスサービス株式会社は、当信用金庫の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいため、下記の定量開示項目は記載しておりません。

- (5) 信用リスク削減手法に関する事項
- (6) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項
- (7) 証券化エクスポージャーに関する事項
- (8) 出資等エクスポージャーに関する事項
- (9) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項
- (10) 金利リスクに関する事項